

第 28 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 9 日（木）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| | 6 番 加藤 清孝 | | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 | |
- 欠席委員
- | | |
|-----------|-----------|
| 5 番 福本 博文 | 7 番 小林 公子 |
|-----------|-----------|

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願いについて
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等推進計画の公告について(一括契約)
 - 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)
 - 議案第 6 号 非農地判断

5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 次長 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野地区の皆様、現地確認お世話になりました。定刻になりましたので、第 28 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、会長が議長となります。以降、進行を会長にお願ひ致します。</p>
会長	<p>改めまして皆さんおはようございます。10 月になりましてようやく秋らしくなってきたなど感じておりますが、日中はまだ暑い日が続いておりますので、体調には十分注意し、作業をされてください。</p>
議長	<p>ただいまから第 28 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 1 番の友岡委員、2 番の松岡委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。 番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。 番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の 売買となります。 番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定 となります。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号 番号1番、2番について、6番の 松岡 が説明します。 まず1番について、説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は村外在住でご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて番号2番について、説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は従妹です。譲渡人は村外在住であることから農地の管理が難しく、今回譲受人へ所有権移転贈与の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
2番	<p>案第1号 番号3番について、2番の 松岡 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人はご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転売買の契約が結ばれます。 譲受人は新規就農者で、農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまので、ご審議ください。</p>
14番	<p>案第1号 番号4番について、14番の 渡邊 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は甘藷(かんしょ)の栽培をされており、甘藷の保管場所が必要になったため、今回譲受人へ賃借権設定の契約が結ばれます。 譲受人は農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。</p>

番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。

転用目的は個人住宅・店舗となります。

番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。

転用目的は賃貸住宅となります。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

9番 議案第3号 番号1番について、9番の 榎 が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲受人は店舗及び住宅に適している土地を探しており喫茶店を開店したい計画があり、景観もよく集落地内である申請地を見つけ、譲渡人との交渉の結果、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。
住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われま

8番 議案第3号 番号2番について、8番の 長崎 が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲受人は住宅建設に適している土地を探しており賃貸住宅を建てたい計画があり、景観もよく集落地内である申請地を見つけ、譲渡人との交渉の結果、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。
住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われま

議長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無いようですので、議案第3号農地法5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について審議します。番号1から3番の新規案件について、審議します。事務局に議案の朗読・説明をお願いします。

事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約) 番号1から番号3について 事務局が朗読・説明を行います。</p> <p>こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で令和7年12月からとなります。</p> <p>番号1から、朗読・説明いたします。 譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。 ██████████ ██████████ 賃借権設定5年 です。 譲受人は、認定農業者で、村内で農地を借りて営農されており、規模拡大に向けて農地を探しておりました。譲渡人は経営規模の縮小を考えており、話が纏まりました。</p> <p>続いて、番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。 ██████████ ██████████ ██████████ 賃借権設定5年です。 譲受人は、認定新規就農者で、農地を借りて営農されております。今回規模拡大を計画され、複数の譲渡人から農地を借りることで話が纏まりました。</p> <p>続いて、番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。 ██████████ ██████████ 使用賃借権設定5年 です。 譲受人は、認定新規就農者で、農地を借りて営農されております。基盤法の期限切れによる機構法への変更案件であり、実質的には再設定案件となっております。</p> <p>番号4については、再設定案件ですので、省略いたします。</p> <p>以上、4件です。どちらの案件も特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>
19番	<p>確認ですが、1番と2番は同一住所だが、共同経営ではないか？</p>
事務局	<p>別々の経営と聞いております。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について番号1から番号6について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致しま</p>

	<p>す。</p> <p>続きまして、議案第 5 号、「農地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)」について審議します。事務局に議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について事務局が朗読・説明を行います。</p> <p>こちらは、特例売買の案件です。</p> <p>番号 1: [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]です。</p> <p>こちらは、機構を通じた農地の売買で、農地の所有者から農業公社が農地を買入れ、農業公社が受け手に売り渡しを行います。今回は、農地の売り渡しについてご審議いただきます。</p> <p>譲受人は、立野地区で大規模に農業経営を行っており、自らの所有する農地の隣接地である今回の農地を売買により取得することとなりました。</p> <p>なんら問題は無いと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間契約)について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第 6 号、「農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化」について、審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>朗読いたします。議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号 1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 現況確認日は令和 7 年 9 月 26 日です。</p> <p>番号 2: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 現況確認日は令和 7 年 9 月 26 日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真をつけておりますのでご覧ください。それでは番号 1 より説明します。この申請地は [REDACTED]にある農地です。写真でもお分かりのとおり雑木等が繁茂し、すで</p>

	<p>に農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。</p> <p>続いて、番号2について説明します。この申請地は■■■■■にある農地です。熊本地震後の豪雨により、北側斜面が崩れ、農地に土砂が堆積しました。その後、治山工事のための資材置き場等で使用されていましたが、農地の中にかんりの石が含まれており、復旧が難しいため、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。</p> <p>以上、2件について、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>19番 番号2についてだが、災害後に一度、原状復旧をし、そのあと地権者が草刈り等の管理はされていたと思う。石が多く耕作ができないとのことだが、原状復旧が現状復旧になっていないのではないかと。原状復旧とは、耕作できる状態に戻すことだと思う。耕作できない状態で農地を返されて、結局非農地化に繋がるのであれば、復旧のやり方に問題があるのではないかと。そういった農地が他にもあるのではないかと。</p> <p>事務局 この案件に反対というわけではないが、復旧工事を行う県や国に対して農業委員会から農地の復旧について、意見をすることを考える必要があるのではないかと。そうでないと災害のたびに農地が減っていくことになる。反対とかではないが、意見として発言した。</p> <p>議長 事務局も現地確認しておりますが、原状復旧が形だけの復旧となっているのは確認している。必要であれば申し入れも考えていく。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 議案第6号、「農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について」、異議がない方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和7年11月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和7年11月11日 火曜日 午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は11月11日 火曜日 午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p>

2 番	<p>先ほど北野委員から話があったが、農業従事者にとって、大事なことだと思う。災害復旧で耕作できない農地に戻してもらっても困る。県に対して農業委員会でこういった意見が出たということで、どこまでを復旧するかというのを農業委員として知っておくべきだと思う。年々災害の規模が大きくなっており、復旧はどこまでするのかということを知っておくべきではないかと思う。</p>
議長	<p>事務局と相談し、対応したい。</p>
16 番	<p>我が家の農地についてですが、農地の一時転用後に困ったことがあったので、情報共有のため発言します。内容としては、農地を一時貸付し工事事務所に転用していたが、農地を貸すときに返却後は稲作を行うので元通りにしてほしいという条件で契約を行った。復旧時に新しい客土が入り、見た目はきれいな農地として返却された。そしてWCSを栽培したが、農地の真ん中から半分は、種をまいたようなひえ畑ようになってしまった。客土をどこから持ってきたかの問題だと思う。別の農地で国交省に貸していた農地は、どこから土を持ってくるといった連絡もあり、きれいに復旧し、問題なく耕作できている。なので、借りる側の問題もあると思うが、貸す側も返却後にどういった作物を作るといった話を伝える必要があるのではないかと思う。見た目は石もないきれいな土だったが、種の状態で入り込むので耕作してみないとわからない問題だと思うが、大変勉強になったと思っている。もし何かの参考になればと思い、発言しました。</p>
笠推進委員	<p>議案第4号の1番、2番についてですが、この方々と個人的に問題が起きております。言うか悩みましたが私個人としては、この方々が農地を管理するのが大丈夫なのだろうと思う。安易に貸し借りをするのはどうかと思うが、議決権が無いので言うか迷いましたが、私はこの件に関して異議があるということだけはお伝えします。</p>
議長	<p>他には何かありますでしょうか？なければ慶弔費の件について、皆さんにご相談させていただきます。(以下慶弔費の現状について、説明) その他、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・配布物について ・荒廃農地調査について
議長	<p>以上をもちまして第28回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年11月11日

農業委員会会長

議事録署名委員

1番

議事録署名委員

2番
